

## 『登録日本語教員』経過措置対応について

2024 年 4 月より日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための国家資格として『登録日本語教員』が新設されました。

登録日本語教員の資格取得のためには通常「基礎試験」と「応用試験」に合格し、登録実践研修機関における「実践研修」を修了する必要があります。

ただし、一定の要件を満たす申請者については、「基礎試験」および「実践研修」が免除される経過措置が設けられています。

本学の日本語教員養成課程の修了者もこの経過措置の対象となっています。

入学年度によって適用される経過措置の内容（申請ルート）が異なりますので、ご自身に該当する申請ルートを確認し、文部科学省の示す『登録日本語教員の登録申請の手引き』に従って、資格試験の申請を行ってください。

入学年度	区分	申請ルート
2019 年度以降	必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等	C
2005 年度～2018 年度	平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等	D-1 ※現職者のみ
2004 年度以前	上記 2 区分には該当しないが、現行告示基準教員要件に該当（本学は大学の副専攻に該当）する養成課程等	D-2 ※現職者のみ

※詳細は、以下の文化庁資料『登録日本語教員の資格取得に係る経過措置』を確認してください。

(参考ページ)

文部科学省 『登録日本語教員の登録等に関すること』

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/mext\\_02668.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02668.html)

文化庁

『登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認結果』

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/94220301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94220301_01.pdf)

『登録日本語教員の資格取得に係る経過措置』

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/93964001\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_03.pdf)

卒業生の方で修了証の再発行を希望される方は、教務部までお問い合わせください。

【問い合わせ】

神田外語大学 教務部 043-273-1320